

(介 98)

平成30年8月7日

都道府県医師会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

介護医療院の開設状況（平成30年6月30日時点）等について（情報提供）

昨年成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、本年4月より、新たな介護施設として介護医療院が創設されました。

今般、厚生労働省より、平成30年6月30日時点での都道府県別介護医療院の開設状況及び自治体の介護医療院に関する条例の施行状況や介護医療院の第7期介護保険事業計画における必要入所定員総数に関する調査結果が公表されました。

併せて、より多くの方に「介護医療院」という新施設を認知・理解してもらえよう、統一的なPRツールとして選定されたロゴマークも公表されております。

本会においても当該資料を入手いたしましたので、ご参考までにご送付いたします。

記

(添付資料)

○介護医療院の開設状況について

(平成30年8月1日 厚生労働省老健局老人保健課)

以上

介護医療院開設状況

	平成 30 年 4/30 時点	平成 30 年 6/30 時点
施設数	5	21
I 型の療養床数	264	781
II 型の療養床数	119	619
療養床数（合計）	383	1,400
転換元の情報	内訳	
介護療養病床（病院）	205	621
介護療養病床（診療所）	0	10
老人性認知症疾患療養病棟（精神病床）	0	0
介護療養型老人保健施設	100	629
医療療養病床（平成 30 年度改定後の診療報酬の療養病棟入院料 1 又は 2 を算定している病床）	40	97
医療療養病床（平成 30 年度改定後の診療報酬の経過措置が適応されている病床）	19	19
有床診療所	19	24
医療療養病床・有床診療所以外の病床	0	0
その他のベッド	0	0
新設	0	0

都道府県ごとの状況	内訳	
北海道	0	188
群馬県	67	67
埼玉県	0	98
富山県	170	170
石川県	0	143
静岡県	0	58
愛知県	0	42
島根県	52	52
広島県	0	42
山口県	0	75
徳島県	19	51
香川県	0	130
愛媛県	0	31
佐賀県	0	22
長崎県	75	231
その他の都道府県	0	0

<参考情報>

介護医療院とは

介護医療院は、平成 30 年 4 月から創設された長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ要介護者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。

介護医療院のロゴマーク

より多くの方に「介護医療院」という新施設を認知・理解してもらえるよう、統一的な PR ツールとしてロゴマークを設定し、介護医療院に関するポスター等でご活用いただくことを想定して、このたびロゴマークを選定いたしました。



条例施行状況

2018/4/1 施行	109 自治体	記載のある自治体以外
2018/6 施行	3 自治体	明石市、北九州市、姫路市
2018/7 施行	2 自治体	千葉県、船橋市
2018/9 施行	1 自治体	前橋市
2018/10 施行	3 自治体	いわき市、横須賀市、尼崎市
2019/4 施行	3 自治体	川口市、京都府、広島市

(全 121 自治体)

介護医療院の必要入所定員総数[※]

※医療療養病床、指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設（平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたもの）以外の病床等から転換する場合及び新設する場合に、介護保険法第 107 条第 5 項に基づく許可の拒否（いわゆる「総量規制」）の対象となる必要入所定員総数。

0 床	110 自治体	記載のある自治体以外
1 床～100 床	10 自治体	北海道、青森県、宮城県、千葉県、長野市、兵庫県、鳥取県、島根県、高松市、那覇市
101 床～200 床	1 自治体	広島県

(全 121 自治体)